

○内閣府令第五十三号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第百号）の施行に伴い、及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十九条の二第一項の規定に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年六月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令  
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成二十三年内閣府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>(公共施設等運営権に関する実施方針の変更提案の添付書類)</p> <p><u>第四条の二</u> 法第十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、同項の工事による公共施設等運営事業の効果の増進及び効率性の向上に関する評価の過程及び方法を示す書類とする。</p> <p>(書面をもって作られた議事録の備置き及び閲覧等における特例)</p> <p>第十二条 法第四十八条第八項に規定する議事録が書面をもって作られているときは、株式会社民間資金等活用事業推進機構(以下この条において「機構」という。)は、その書面に記載されている事項をスキヤナ(これに準ずる画像読取措置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルにより備え置くことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>別記様式 (第十三条関係)</p> <p>表</p> <p>第 号</p>	<p>[条を加える。]</p> <p>(書面をもって作られた議事録の備置き及び閲覧等における特例)</p> <p>第十二条 法第四十八条第八項に規定する議事録が書面をもって作られているときは、株式会社民間資金等活用事業推進機構(以下この条において「機構」という。)は、その書面に記載されている事項をスキヤナ(これに準ずる画像読取措置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。</p> <p>2 [同上]</p> <p>別記様式 (第十二条関係)</p> <p>表</p> <p>第 号</p>

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律  
第63条第2項の立入検査をする職員の身分証明書

官 職

氏 名

年 月 日生  
年 月 日発行

写 真

内閣総理大臣 印

(押出スタンプ)

裏

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律 (抄)

(報告及び検査)

第63条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、  
機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所  
その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律  
第63条第2項の立入検査をする職員の身分証明書

官 職

氏 名

年 月 日生  
年 月 日発行

写 真

内閣総理大臣 印

(押出スタンプ)

裏

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律 (抄)

(報告及び検査)

第63条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、  
機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所  
その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ

<p>る。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第92条 第63条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格B8</u>とすること。</p>	<p>る。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第92条 第63条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格B8</u>とすること。</p>
<p>備考 表中の「」の記号は対応しない。</p>	

## 附 則

この府令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月十五日）から施行する。